

令和6年11月25日

本省局部課長殿

本省所管各庁の長殿

(除く、検事総長、検事長及び検事正)

中央更生保護審査会委員長殿

法務省大臣官房公文書監理官

行政文書の電子的管理の推進について（通知）

行政文書については、令和4年2月の行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）の改正により、電子媒体により体系的に管理すること（以下「電子的管理」という。）が基本となって以降、法務省においても電子的管理の推進を図っているところですが、本年11月19日付で内閣府が公表した「令和5年度における行政文書の管理状況について」によると、法務省が令和5年度に新規に「電子媒体のみ」で作成・取得した行政文書ファイル等の割合（以下「電子化率」という。）は10.6パーセント（前年度5.1パーセント）となっており、国の行政機関（49機関）全体（以下「各行政機関」という。）の電子化率36.2パーセントと比較すると、依然として極めて低く、各行政機関のうち47番目（前年度45番目）まで下落しています。

電子的管理については、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第1条に掲げる行政文書等の適正な管理を図るなどの目的に資するところ、こうした現状は、法務省における行政文書管理の状況に疑義を持たれる懸念があるばかりか、政府全体の電子化率を引き下げているとの批判を受けかねない極めて深刻な状況にあると認識しています。

もっとも、法務省では、直ちに電子的管理が困難な業務類型に係る行政文書が存在するものの、可能なものについては、全て速やかに電子的管理を行っていく必要があります。

また、法務省の令和5年度新規作成・取得行政文書ファイル等の総数は、各行政機関で5番目に多い約18.5万件となっており、その約9

7パーセントが本省所管各庁（以下「所管各庁」という。）で作成・取得されているため、所管各庁の電子化率の向上が不可欠です。

さらに、低い電子化率の背景には、電子媒体で作成・取得したものと紙決裁していることや、依然として電子決裁システム（EASY）の活用が図られていないなどの事情が見られます。その一方で、高い電子化率を達成している一部の庁を見ると、主任文書管理者等の指示の下、組織的に電子的管理を推進する取組を行っていることから、電子化率の向上には、このような取組が特に有効と考えられます。

つきましては、これらの趣旨を踏まえ、下記のとおり、組織的に電子的管理を推進するよう、特段の配意をお願いします。

記

1 本省局部課及び所管各庁における令和7年度の電子化率について、それぞれの実情に応じ、実現可能な目標値を設定すること。

なお、所管各庁の目標値については、令和7年度末には少なくとも20パーセントに達することを目途として、各庁を所管する本省各局の指示に基づき設定すること。

（注）別紙「法務省における行政文書ファイル等の電子化率の状況について」参照

2 上記1の目標を達成するため、本年度中に電子的管理の実施に向けた計画の策定及び電子的管理を実施することが可能な行政文書ファイル等の洗い出し等の具体的な取組に着手すること。

なお、取組の着手に当たっては、令和6年度以降作成・取得することが予定されている文書を優先し、特に本省局部課及び所管各庁に共通する総務課等関係業務を中心に検討すること。

法務省における行政文書ファイル等の電子化率の状況について

1 電子化率（新規作成・取得した行政文書ファイル等のうち「電子媒体のみ」の割合）の推移（直近3年間）

	令和5年度	令和4年度	令和3年度
法務省	10.6%	5.1%	4.1%
（うち本省）	27.8%	16.0%	11.9%
（うち所管各庁）	10.1%	4.8%	3.6%
国の行政機関全体	36.2%	30.8%	25.5%
（うち本省）	66.3%	58.1%	44.9%
（うち所管各庁）	35.0%	29.7%	24.7%

(引用元：行政文書管理状況報告（内閣府）)

2 本省局部課及び所管各庁別の電子化率（令和5年度）

(単位：ファイル)

	電子化率	総数	電子のみ	(紙媒体保存等)		
				紙	電子及び紙	その他
本省局部課	秘書課	62.6%	350	219	74	55 2
	人事課	19.3%	368	71	60	237 0
	会計課	43.0%	409	176	86	147 0
	国際課	42.7%	110	47	22	41 0
	施設課	41.2%	308	127	72	109 0
	厚生管理官	6.7%	90	6	20	64 0
	司法法制部	34.0%	332	113	31	188 0
	民事局	14.5%	332	48	92	192 0
	刑事局	35.9%	496	178	241	77 0
	矯正局	61.9%	498	308	41	149 0
	保護局	26.7%	285	76	112	97 0
	人権擁護局	9.0%	133	12	13	108 0
	訟務局	1.9%	1,343	25	1,272	46 0
所管各庁	法務総合研究所	43.8%	210	92	38	80 0
	中央更生保護審査会	0.0%	5	0	5	0 0
	法務局・地方法務局	6.1%	82,260	5,020	53,739	23,492 9
	矯正施設等	14.4%	87,574	12,648	46,171	28,648 107
	地方更生保護委員会・保護観察所	3.9%	10,336	398	8,627	1,311 0
合計		10.6%	185,439	19,564	110,716	55,041 118

(秘書課公文書監理室において集計)